APO-社会保険労務士法人
第 133 号
発行日 2019.4.1

APO-社労士通信

2019 年 春の法改正

■保険料率等の改定 ※子ども・子育て拠出金率は 2019 年 3 月 28 日現在審議中

協会けんぽの健康保険料率は都道府県ごとに設定されており今年度は、東京都は据置(9.90%)、神奈川県は以下の通りです。

健康保険料率（神奈川県） 従前 ： 9.93% → 改定後 ： 9.91% 労使折半 （2019 年 3 月 1 日施行）
介護保険料率（全国一律） 従前 ： 1.57% → 改定後 ： 1.73% 労使折半 （2019 年 3 月 1 日施行）
子ども・子育て拠出金率 従前 ： 0.29% → 改定後 ： 0.34% 全額事業主負担 （2019 年 4 月 1 日施行予定）

■面接指導制度の強化（改正労働安全衛生法 2019 年 4 月 1 日施行）

働き方改革関連の労働基準法改正内容については、前月号まで 3 回にわたり紹介をしていますが、今月号では労働安全衛生法（以下「安衛法」。）の重要な改正事項を説明いたします。面接指導は、長時間労働やストレスに基づく労働者の脳・心臓疾患やメンタルヘルス不調を未然に防止あるいは適切に対応することを目的とするものです。脳・心臓疾患のリスクが高い状況にある労働者を見逃さないように健康管理等を強化するという観点から、その面接指導の実施要件が、以下のとおり改正されました。（安衛法 66 条の 8 第 1 項および安衛則 52 条の 2 第 1 項、同 52 条の 3 第 1 項）

		従前	改正後	
			研究開発業務、高プロ以外	研究開発業務、高プロ
①	週 40 時間を超える労働（休日労働を含む）	100 時間超	80 時間超	100 時間超
②	疲労の蓄積	要件	要件	非要件
③	面接指導の申出	要件	要件	非要件

※管理監督者、裁量労働従事者であっても、面接指導の対象となります。
※研究開発業務・高度プロフェッショナル制度（上表含め以下「高プロ」。）に従事する労働者には、①1 週あたり 40 時間を超える労働（休日労働を含む）が 100 時間を超えた場合に、労働者の申出なくして面接指導を行わなければなりません。また研究開発業務に従事する労働者については、100 時間を超えていなくても、当該超えた時間が 80 時間を超え、かつ疲労の蓄積が認められた場合には、労働者からの申出があれば面接指導を行わなければならず、80 時間超～100 時間以下は申出要件あり、100 時間超は申出要件なしといった具合に、二段階で管理する必要があります。
※研究開発業務、高プロに従事する労働者の①の要件が 100 時間を超える場合の面接指導の実施については、違反した場合、50 万円以下の罰金に処せられますが、それ以外の面接指導については罰則はありません。
※研究開発業務に従事する労働者の①が 100 時間を超える場合の面接指導については、大企業・中小企業ごとに、改正法に基づく 36 協定が適用されるまでの期間、経過措置により改正法が適用されません。

■労働時間の状況把握および労働時間に関する情報の通知義務（改正労働安全衛生法 2019 年 4 月 1 日施行）

上記面接指導の要否を判断するために、会社は「労働時間の状況」を把握しなければなりませんが、その対象者は高プロを除き、管理監督者も含む全ての労働者とされています。（高プロは「健康管理時間」として把握します。（注））労働時間の状況の把握とは、労働者がいかなる時間帯にどの程度の時間、労務を提供し得る状況にあったかを把握することであり、把握方法は原則として、タイムカード、PC 等の電子計算機の使用時間（ログインからログアウトまでの時間）の記録、会社（会社から権限を委譲された者を含む。）の現認等の客観的な記録により、労働者の労働日ごとの出退勤時刻や入退室時刻の記録等を把握しなければならないとされています。この時間を毎月 1 回以上、一定の期日を定めて算定し、時間外・休日労働が 1 ヶ月当たり 80 時間を超えた労働者に対して「速やかに」「当該労働者に係る当該超えた時間に関する情報」を通知しなければなりません。なお、研究開発業務に従事する労働者が 100 時間を超えた場合については、面接指導の実施方法・時期等の案内を併せて行う必要があります。
（注）高プロの創設も 4 月 1 日施行の労基法改正事項ですが、次号以降でご案内します。

知っておきたいミニ知識 地域産業保健センター

上記の通り、安衛法では、脳・心臓疾患を予防するため、長時間にわたる労働により疲労の蓄積した労働者から申出があった場合には、事業者は医師による面接指導を行わなければなりません。しかし、労働者数が 50 人未満の事業所の場合、産業医を選任する義務がありません。そこで利用できるのが、地域産業保健センターです。地域産業保健センターは、概ね労働基準監督署管轄区域ごとに設置されており、小規模事業者や小規模事業場で働く人を対象に、安衛法で定められた保健指導などの産業保健サービスを無料で受けることが出来ます。以下に受けられるサービスを例示します。
・メンタルヘルス不調を含む、労働者の健康管理に関する相談…健康診断で、脳・心臓疾患関係の主な検査項目に異常の所見のあった労働者に対して、医師または保健師から日常生活面での指導などを行います。メンタルヘルス不調を感じている労働者に対して、医師や保健師が相談・指導を行います。
・健康診断の結果について医師からの意見聴取…健康診断で異常の所見があると診断された労働者について、その健康を保持するための就業上の措置などについて、事業者が医師からの意見を聴くことが出来ます。（安衛法第 66 条の 4）
・長時間労働者等への面接指導（安衛法第 66 条の 8、第 66 条の 8 の 2、第 66 条の 8 の 4）
・高ストレス者への面接指導…事業場でストレスチェックを行い、高ストレス者に選定された労働者からの申出があった場合に、その労働者へ医師による面接指導を行います。（安衛法第 66 条の 10）
利用にあたっては事前申込が必要であったり、利用回数等の制限があるようですので、あらかじめ最寄りの地域産業保健センターへご確認ください。

ECOVIS®
お問い合わせは下記までご連絡ください。
APO-社会保険労務士法人 〒162-0824 東京都新宿区揚場町 1-18 飯田橋ビル 7F
Tel：03(5228)1990 sic.info@apol.jp http://www.apoutsoucing.jp